

国営造成土地改良施設整備事業 馬場目川下流地区

事業の概要

本地区は、国営八郎潟干拓事業（S33～S45）により造成された取水口、用水路により地区内に配水している。

本事業は、取水口10ヶ所、排水機場1ヶ所の改修による機能回復を図るものである。

目的・必要性

本地域は、秋田市の北方約20kmに位置する穀倉地帯である。

しかしながら、寒冷な気象条件等による用水施設の老朽化に伴う機能低下により、施設補修等の維持管理に多大な労力と費用を要している状況にある。

このため、用水施設の機能回復により、農業経営の安定を図るものである。

費用対効果分析の結果

施設機能の回復により当初事業の効用を維持。

検討

本事業により施設機能の回復が図られ、従前の農業生産が維持されるとともに、増嵩している維持管理費等の営農経費が節減される。

なお、施設の改修にあたっては、周辺環境と調和した施設の整備を行うとともに生物の生息環境に影響の少ない工法を採用し、かつ工事中の濁水処理を行い湖水の汚濁防止に努めるものである。

日程・手続

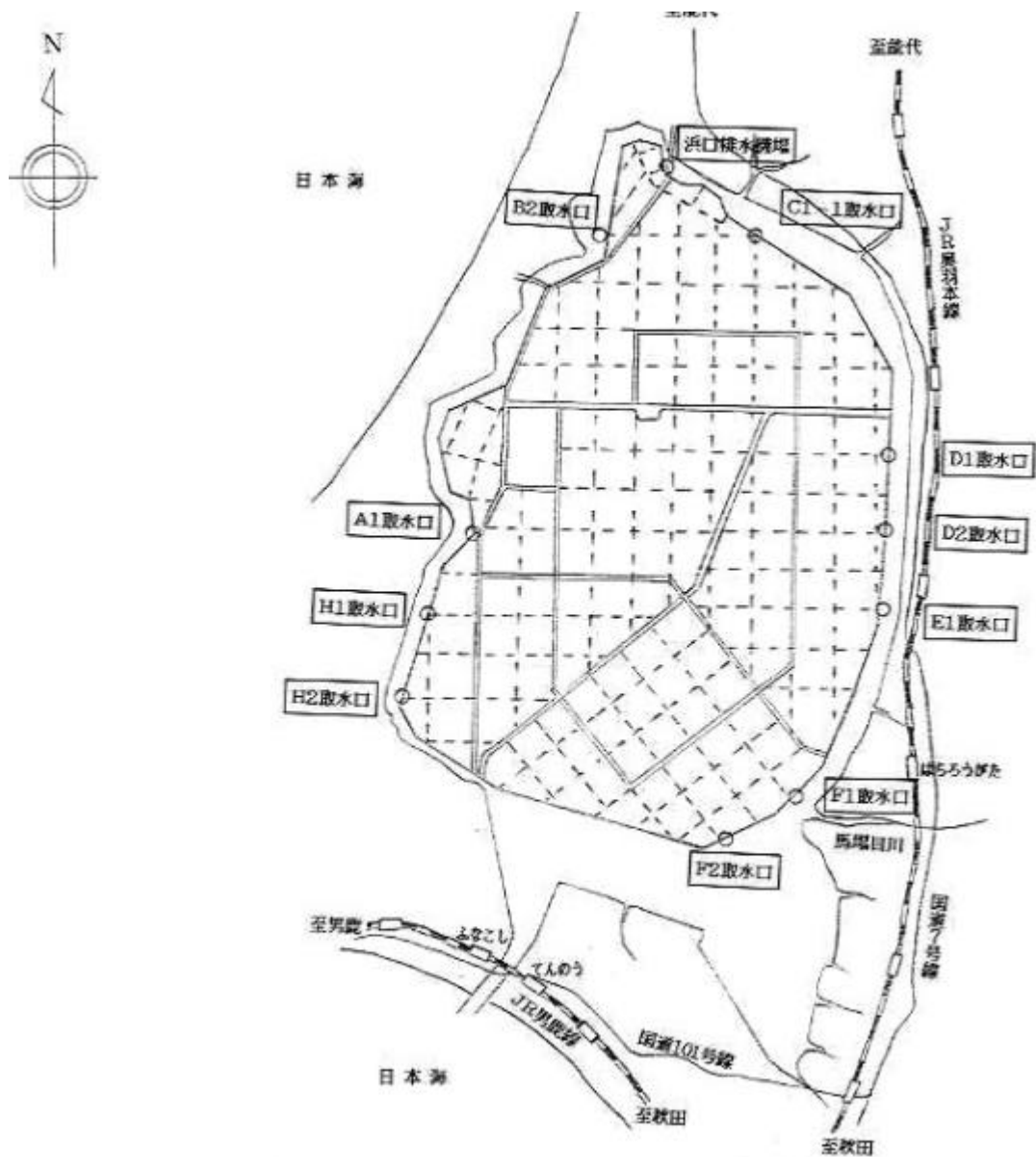
平成14年度早々に、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続が開始される予定である。

事業に対する意見

平成13年 3月 大潟土地改良区総代会において平成14年度着工要望を決議。

概要図

1.受益面積	11,762ha
2.受益者数	575人
3.主要工事計画	排水機場 1カ所(改修) 取水口 10カ所(改修)
4.国営総事業費	3,000百万円



平成１４年度新規地区採択チェックリスト（国営造成土地改良施設整備事業）

（局名：東北農政局）（地区名：馬場目川下流）

１．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
１．事業の必要性が明確であること。	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
２．技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
３．事業による効果が十分見込まれること。	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
４．農家負担の可能性が十分であること。	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
５．環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
６．事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

平成 14 年度新規地区採択チェックリスト（国営造成土地改良施設整備事業）

（局名：東北農政局）（地区名：馬場目川下流）

2. 評価事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1. 事業で達成する目標に関する事項	I 地域農業の生産性向上・農業経営の安定化を図る。 II 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件整備を行う必要がある。 III 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 IV 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	☐ ☐ ☐ ☐
2. 事業内容に関する事項	I 事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 II コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 III 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用を図る。 IV 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等を図るものであること。 V 一般被害等の軽減にも寄与するものである。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
3. 事業実施の優先性・緊急性に関する事項	I 地元の事業推進体制が整備されている。 II 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 III 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 IV 関連する他事業との調整が図られている。 V 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。